

奈良市公報

号外第8号 令和4年9月規則等

令和5年9月5日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
9 30	45	奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則	人事課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
9 26	20	奈良市水道事業給水条例の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程	給排水課
9 26	21	奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程	水道工務課
9 26	41	奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示	給排水課
9 26	42	配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示	水道計画課
9 30	22	奈良市企業局職員就業規則及び奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課

議 会

月 日	番号	件 名
9 30	11	奈良市議会の後援等の承認に関する要綱

規**則**

奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第 45 号

奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

奈良市副市長事務分担規則（平成 22 年奈良市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条西谷副市長の部分中「西谷副市長」を「鈴木副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 9 月 30 日揭示済)

公**営****企****業****奈良市企業局管理規程第 20 号**

奈良市水道事業給水条例の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和 4 年 9 月 26 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市水道事業給水条例の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市企業局組織規程の一部改正)

第 1 条 奈良市企業局組織規程（平成 14 年奈良市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条給排水総務係の部分の第 1 号中「、水道施設加算分担金」を削る。

(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第 2 条 奈良市企業局事務専決規程（昭和 41 年奈良市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項給排水課長の部分の第 5 号中「加算分担金及び」を削る。

(奈良市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第 3 条 奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和 60 年奈良市水道局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 章の章名を次のように改める。

第 4 章 料金、分担金及び手数料

第 27 条の見出し及び同条第 1 項中「、加算分担金」を削り、同条第 2 項中「及び加算分担金」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に発行した加算分担金の納入通知書については、第 3 条の規定による改正前の奈良市水道事業給水条例施行規程第 27 条の規定は、なおその効力を有する。

(令和 4 年 9 月 26 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 21 号

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 9 月 26 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程（昭和 60 年奈良市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「工事負担金」の前に「前条各号に定める場合の」を加え、「定める費用により設計した額の合計額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）に 100 分の 110 を乗じて得た」を「掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、「場合」の次に「(前条第 4 号に定める場合を除く。)」

を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 前条第1号から第3号に定める場合 次に掲げる費用により設計した額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下「算出額」という。）に100分の110を乗じて得た額
- ア 材料費（管理者が定める材料代価表による。）
- イ 工事費（管理者が定める工事代価表による。）
- ウ 道路復旧費（道路管理者が定める基準に基づき管理者が定める。）

- (2) 前条第4号に定める場合 算出額に、当該算出額に応じて別表に定める間接経費率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に算出額を加えて得た額に100分の110を乗じて得た額

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表中「22.72%」を「23.57%」に、「21.07%」を「22.07%」に、「17.23%」を「18.60%」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程第3条第1項ただし書の規定は、この規程の施行の日以後における工事申込みに係る分について適用し、同日前に工事申込みがあつたものについては、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の前に行われた工事申込みについては、この規程による改正前の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程第3条第2項第2号の規定は、なおその効力を有する。

(令和4年9月26日揭示済)

奈良市企業局告示第41号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月26日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和55年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

本則第4項中「、水道施設加算分担金」を削る。

別記第4号様式及び第5号様式中「、水道施設加算分担金」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書別記第4号様式及び第5号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和4年9月26日揭示済)

奈良市企業局告示第42号

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月26日

奈良市公営企業管理者 池田 修

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱（平成27年奈良市企業局告示第82号）の一部を次のように改正する。

別表中「22.72%」を「23.57%」に、「21.07%」を「22.07%」に、「17.23%」を「18.60%」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後における配水管等の損害事故に係る工事負担金請求について適用し、同日前における配水管等の損害事故に係る工事負担金請求については、なお従前の例による。

(令和4年9月26日揭示済)

奈良市企業局管理規程第22号

奈良市企業局職員就業規則及び奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局職員就業規則及び奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

次に掲げる規程の規定中「後8週間」を「以後1年」に改める。

- (1) 奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)別表第2第22号
- (2) 奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(令和2年奈良市企業局管理規程第9号)別表第3第13号

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(令和4年9月30日揭示済)

議

会

奈良市議会告示第11号

奈良市議会の後援等の承認に関する要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

奈良市議会議長 北 良 晃

奈良市議会の後援等の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市議会以外の団体等が行う事業(以下「事業」という。)に対し、奈良市議会が後援名義の使用又は賞状及び賞杯等の交付に係る承認(以下「後援等の承認」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 奈良市議会が後援を行う場合の名義は、「奈良市議会」とする。

(後援等の承認の基準)

第3条 後援等の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公益性が高く、市の施策に寄与するものと認められること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。
- (3) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれていないと認められること。
- (4) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としていないと認められること。
- (5) 主催者が、当該事業を遂行する能力を十分に有すると認められるものであること。
- (6) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その額が適正であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益につながるものでないこと。
- (8) 法令及び公序良俗に反しないと認められること。

(申請手続)

第4条 後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市議会後援名義使用等承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を議長に提出しなければならない。この場合において、議長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(決定通知)

第5条 議長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに後援等の承認の可否を審査し、後援等の承認を決定したときは奈良市議会後援名義使用等承認決定通知書（別記第2号様式）により、後援等の不承認を決定したときは奈良市議会後援名義使用等不承認決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 議長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第6条 前条第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を奈良市議会後援名義使用等承認に係る事業内容変更届出書（別記第4号様式）により議長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 議長は、第5条第1項の承認を受けた事業が、第3条の基準を満たさなくなると認められるとき、第5条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

(報告)

第8条 承認事業者は、事業終了後、速やかに事業実施報告書（別記第5号様式）を議長に提出しなければならない。この場合において、議長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度議長が定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に申請のあった後援等の承認について適用する。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市議会後援名義使用等承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

申請者 所在地
 団体名及び
 代表者名
 電話番号

奈良市議会の(後援名義の使用/賞状及び賞杯等の交付)承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	
主催者・共催者	
開催期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
会場	所在地 名称
参加対象	
事業目的	
事業内容	
入場料・参加費等	無 ・ 有 (円)
他の後援予定団体	
連絡先	担当者氏名 電話番号
備考	

添付書類: (添付書類を列举する。)

第2号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市議会議長

奈良市議会後援名義使用等承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市議会の(後援名義の使用/賞状及び賞杯等の交付)申請について、次のとおり承認することを決定しましたので通知します。

事 業 名	
期 間	承認の日から 年 月 日 () まで
条 件	

第3号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市議会議長

奈良市議会後援名義使用等不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市議会の(後援名義の使用/賞状及び賞杯等の交付)申請について、次のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

事 業 名	
不 承 認 の 理 由	

第4号様式(第6条関係)

奈良市議会後援名義使用等承認に係る事業内容変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

承認事業者 所在地
団体名及び
代表者名
電話番号

年 月 日付け第 号で承認のありました事業について、下記のとおり変更が生じたので
届け出ます。

記

1. 事業名及び主催者・共催者

2. 変更内容

3. 変更理由

第5号様式(第8条関係)

事業実施報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

承認事業者 所在地
団体名及び
代表者名
電話番号

年 月 日付け第 号で承認のありました事業について、次のとおり報告します。

事業名	
開催期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
会場	所在地 名称
参加人数等	
事業の概要	

添付書類： (添付書類を列挙する。)

(令和4年9月30日揭示済)